



# 十代二十代の あなたへ

狙われた若者たち



悪質商法の甘い罠



十代二十代の  
あなたへ

狙われた若者たち

悪質商法の甘い罠

悪質商法に関するご相談は  
**市民生活センター**  
☎(075)256-0800へ

〒604-8186  
京都市中京区烏丸御池東南角  
アーバネックス御池ビル西館4階  
(地下鉄烏丸御池駅3-1、3-2出口すぐ)

相談時間 / 午前9時～正午、午後1時～午後4時  
休 館 日 / 土・日・祝日・年始年末



# 十代・二十代の あなたへ 狙われた若者たち

悪質商法の甘い罠

## 目次

- マンガ「狙われた若者たち」  
こんな悪質商法の手口にもご注意ください!!
- 他にもこんな相談が寄せられています！
- クーリング・オフ制度とは？
- 消費者契約法のポイント
- 悪質業者から身を守るための6つの心得

1 15 16 18 19 20

それは  
優しい顔を  
して、しかし  
静かに忍び寄る

この日  
私の身にも

すみま  
せーん

今

フェイシャルエステ  
の15分無料体験を  
実施してるんです

あなたも  
受けて  
みませんか？

…最近  
肌の調子  
気になるし

時間あるし

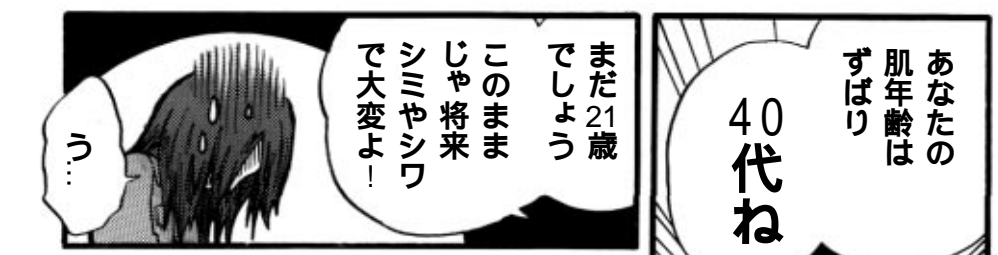
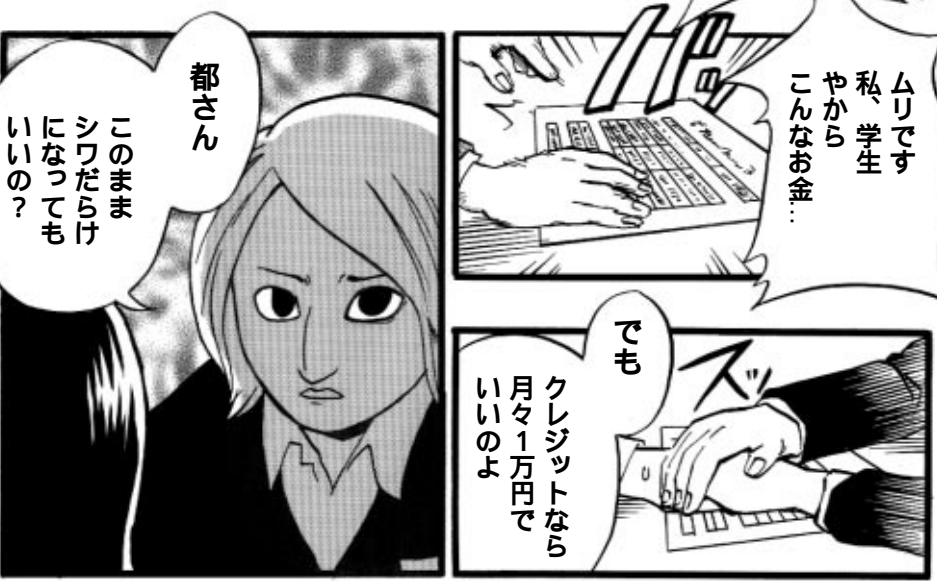
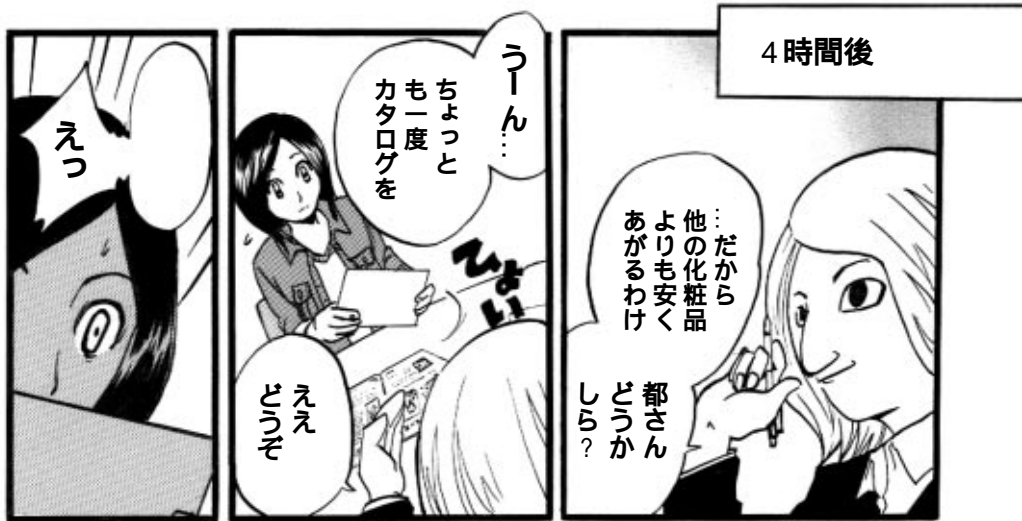
受けて  
みよう  
かな

は…

都さん(21)学生

ハイじゃ  
どうぞ

こちらへ！



翌日

悪質  
商法が

甘い話に  
つられちゃ  
だめです

契約したら  
債務を  
背負うのは

あなた自身  
なんですから

キャッチ  
セールス…

市民生活センター  
市民総合相談

最近  
多いのが  
無料エステ  
とセットに  
高級化粧品  
を押しつける  
方法なの  
ですが



そんなこと  
言われても  
1人じゃ…

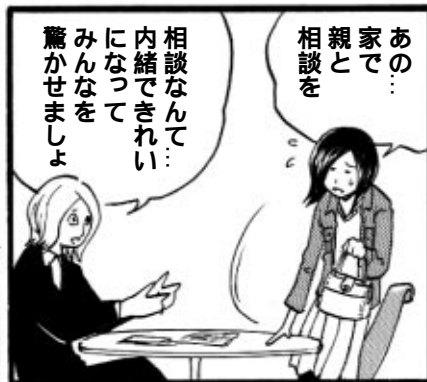
むくり…

…やっぱ  
無理です  
もついいです

疲れたしバスも  
もうなくなるし  
帰らせて下さい



う…ん…



あの…  
家で…  
親と  
相談を

相談なんて…  
内緒でいい  
になって  
みんなを  
驚かせましょ

いいわよ  
帰っても



ただし

契約  
したら  
ね!

「クーリング・オフ」18ページ参照

その場合  
契約日から  
8日間の

クーリング・  
オフが認め  
られています

それに  
未使用の  
化粧品も  
関連商品  
として  
クーリング・  
オフでき  
ますよ

クーリング・  
オフの期間  
が過ぎて  
いても

消費者契約法で  
取り消すことが  
できることも  
あるんです

悪質商法にご用心!

クーリング・  
オフします!!

クーリング・  
オフかあ

よかった  
よかった

ホント  
一時は  
どうなる  
ことかと

都さん  
じゃない  
ですか?

えっ



だから  
ホラ

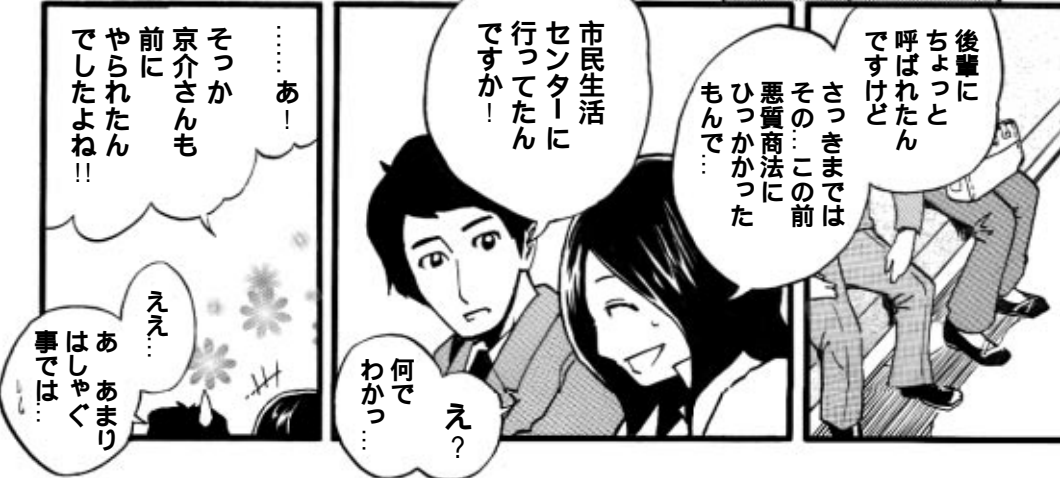
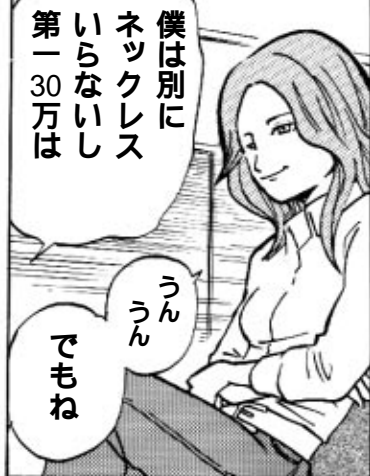
サインして



お肌ポロポロ  
になっても  
いいの?

嫌なら  
エステを  
受けなく  
ちや!

「消費者契約法」  
18ページ参照





市民生活センターで  
パンフレットもらったし  
勉強しないと  
損はないな!

自分を  
守る  
力か……

僕たちも自分を  
守る力をつけ  
ないとダメだと  
思っています

悪質業者は  
許せませんが

だから  
都さん

では!



もっと詳しく  
説明させて  
もらおうか!

途中から  
上司の人も  
話に加わり

昼過ぎが  
いつの間に  
やら夜10時

は……



あああ  
多すぎ!!!

点検商法  
資格商法

とはいえ

相手に好意を  
抱かせ商品を  
売りつける  
データ商法に

種類  
多すぎ……

こんなに  
悪手工働か  
なくたって……

都先輩!



ホンマもう  
めっちゃ  
恐かった

おしいひどい  
目にあいまし  
たよね

はい……

でも僕達は  
クーリング・  
オフによって  
助けられた  
んですよね

しかし  
そういう制度  
を知らずに  
泣き寝入り  
する人がいる  
のも事実

すいません  
みつともない  
ところを!

いや  
いや!!  
気にすること  
ないから!!



あ市朗!  
くん

すみません  
呼び出して

あの……

相談事が  
あるん  
ですけど……

市朗さん(20 学生)



でも  
金入らなきゃ  
借金だけが  
残るやん

大丈夫  
やって！  
クレジットなら  
月の返済も  
多くないし  
儲かるん  
やから！

オレそんな  
金ない…  
ガッ



あつ！  
なんや  
友達誘って  
きたん？

おう  
市朗言う  
ねんけど  
こいつ  
いまいち  
ノリ悪くて



あーそうや  
預金通帳  
見せたって！  
ビックリ  
しよるで

そうね  
それが  
いいわ！  
ど肝抜き  
せよ！

何だ？



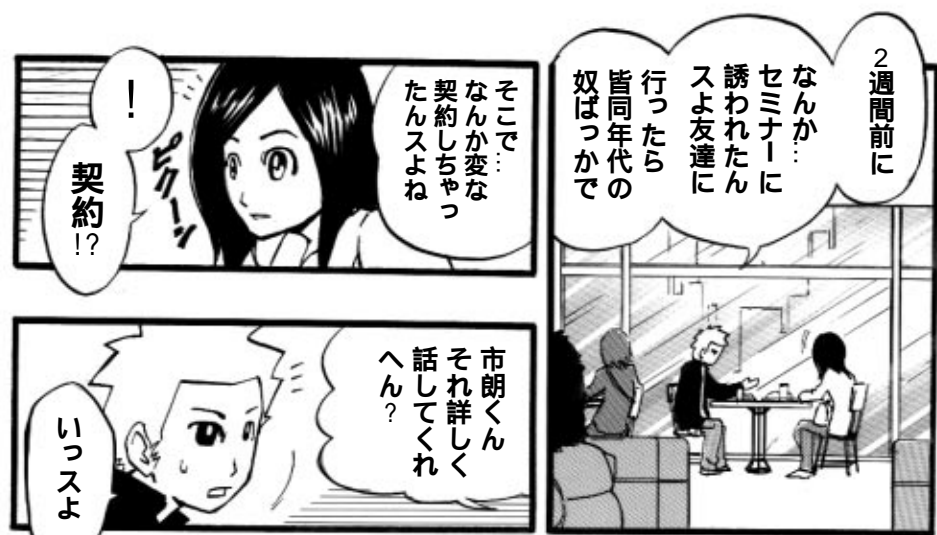
市朗くん  
ホラ！  
これウチの  
預金！

！！



何を…お前な！  
ここにいる全員が  
月に最低100万円  
稼いでるんやで！  
こんないい話  
勿体ない思ったから  
ほかでもないお前を  
誘ったんやないか！

うん〜



！  
契約！？

ここで…  
なんか変な  
契約しちゃっ  
たんスよね

2週間前に  
なんか…  
セミナーに  
誘われたん  
スよ友達に  
行ったら  
皆同年代の  
奴ばっかで

いっすよ

市朗くん  
それ詳しく  
話してくれ  
へん？



セミナー始まって  
しばらくすると  
司会者がなんか  
説明しだして…

…ですので  
このネット  
ワークに加入  
すれば

お友達を誘っ  
ただけでお金が  
入ります



月収200万も  
夢ではない  
ですよ！

な  
すごいやろ  
お前も入れっ

でもなんか…  
入会するには  
1口10万円の  
健康食品買わ  
あかんのやろ？

しかも  
最低  
5口！



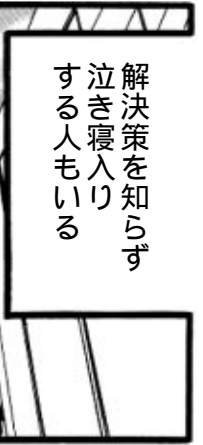
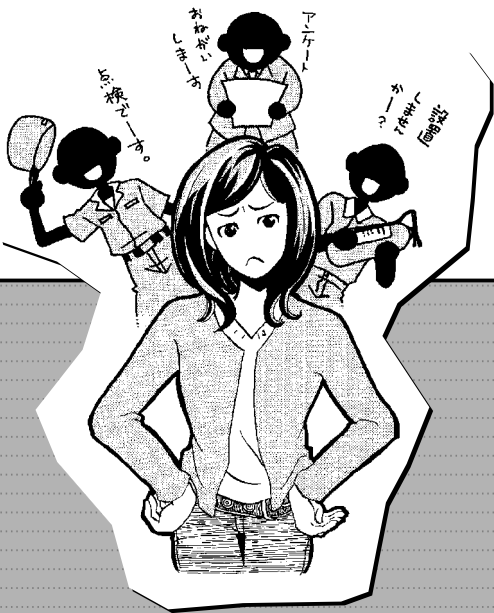


# こんな 悪質商法の 手口にも ご注意!!

**デート商法**(指輪・ネックレス・絵画など)  
電話がかかってきたり、出会い系サイトなどで知り合った異性と会話を交わしていくうちに、店舗に誘い出され、商品を購入させられます。恋愛感情を利用して、断ったり、キャンセルすることをためらわせるのです。

**点検商法**(浄水器・屋根工事・床下換気扇など)  
「無料点検します。」とか「アンケートに答えてください。」と訪れますが、点検したあとで「危険な状態です。」「今すぐ工事が必要。」などと怖がらせて、契約を迫ります。

**資格商法**(行政書士などの公的資格や民間資格を取得するための講座や教材)  
電話で「受講するだけで資格が取れる」「もうすぐ国家資格になる」などと執拗な勧誘をし、講座や教材を契約させます。「資格を取れば仕事を紹介する」などといって勧誘する手口や、資格取得に至っていない過去の契約者が「資格を取得するまで契約は終わらない」とまるで契約が継続しているかのように説明される二次被害も多くあります。



他にもこんな相談が  
寄せられています！

1

架空請求・不当請求

ある日、全く利用した覚えがないのに、「有料アダルト情報の利用料を支払え」というのがぎやメールが送りつけられます。連絡先の電話番号に電話すると脅迫まがいに高額の代金を請求されたり、個人情報を出されたりし、仕方なく支払ったところ際限なく請求されるといった「架空請求」に関する相談が急増しています。利用していない場合は、支払い義務はありませんので、絶対に相手に連絡せず、無視してください。

また、無料広告を見て利用したり、受信したメールに接続すると、突然「入会ありがとうございます」と表示され、入会金を請求される「不当請求」に関する相談もあります。契約意思を確認するための画面等必要な措置がされていなければ、無効を主張できます。

架空請求や不当請求で脅迫された場合はお近くの警察へ。



架空請求ハガキ例

未納料金	〇〇最終通達書
お支払いのお願い	_____
請求内容	_____
重要	TEL090-00000000
ご注意	〇〇債務管理局
バーコード:	_____
(株)〇〇コーポレーション	

……現在、貴殿が以前携帯電話・パソコン等でご利用になられた有料番組サイト等の料金が未納となっており、日々延滞金が発生している状態です……



2

賃貸アパート・マンション

アパートやマンションの賃貸借契約が終了し、部屋を明渡す時、借りた時と全く同じ状態に戻す必要はなく、入居者の不注意などによるものでなければ修繕義務がないということが、国土交通省のガイドラインで規定されています。

しかしながら、故意・過失によるもの以外の修繕費等まで敷金から差し引かれ、敷金が返還されない、といった苦情が多く寄せられています。

明渡しの際の敷金返還に当たっては、差し引いた金額の使用目的などを記載した明細書をきちんともらい、不注意などによるもの以外の修繕費等が差し引かれている場合は、相手方に対し、ガイドラインを遵守し敷金を返還するよう求めましょう。それでも相手が応じないときは、文書(内容証明郵便)で敷金の返還を求めましょう。

話し合いで解決できない場合は、裁判所における少額訴訟等の方法があります。

だまされないで!

## 悪質商法からあなたを守る 消費者契約法のポイント

消費者が事業者と  
結んだ契約の  
全てを対象

(労働契約は除く)

勧誘から契約までの  
トラブルを解決

事業者の望ましくない行為により消費者が正しく判断して自由に決められなかった契約は、取り消しができます。

契約内容についての  
トラブルを解決

消費者の利益を一方向的に害する契約内容は無効です

### !! こんな時取り消しできます

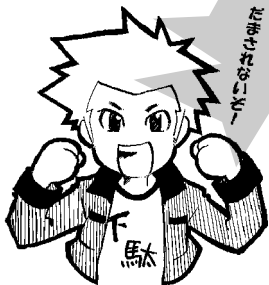
#### 困惑して契約した場合

営業所でしつこく勧誘され、「帰りたい」と言っても帰してくれない、また「帰ってくれ」と言っても訪問した業者が帰らないので、困った末に契約した場合

#### 誤認して契約した場合

重要な項目について、事実と異なることを告げられた場合や不利益になることを説明されなかった場合、「絶対に損しない。相場は必ず上がるので儲かる。」などと将来の不確実なことを断定的に言われた場合

契約に関して納得  
できないところが  
あったら……



すぐに業者にそれを  
文書で伝えましょう!

相談窓口で  
相談しましょう!

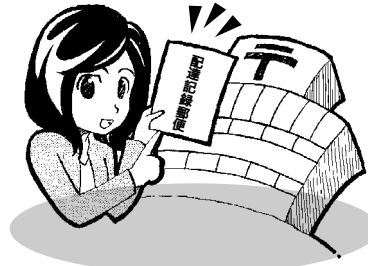
### !! こんな契約内容は無効です

不当に高い解約料を定めた契約内容  
事業者側の損害を上回る高額な解約料を定めた契約内容

事業者の責任を免除する契約内容  
買ったものに普通では気付かない欠陥があった場合でも、事業者が責任を一切とらないという契約内容

# しまった! 悪質商法に ひっかかってしまった... そんな時...あなたを守る正義の味方 クーリング・オフ制度とは?

訪問販売や電話勧誘などで3,000円以上の契約をした場合、  
契約書を受け取った日を含めて法定期間内なら無条件で解除できます。



### !! 解除の通知は必ず書面で!!

電話では証拠が残りませんので、必ず配達記録郵便で出しましょう(郵便局で受付)。法定期間内に発送すればよく、相手に着くのはそれ以降になってもかまいません。

クレジット契約の場合は、クレジット会社へも書面を送りましょう。

はがきの裏表をコピーし、配達記録郵便の受領書といっしょに保管しましょう。

内容が複雑な場合は、内容証明郵便にする方法もあります。

### !! クーリング・オフ期間

クーリング・オフ期間には、契約書面受領日を含みます。  
なお、契約書面にクーリング・オフができる旨の記載等がない場合や、クーリング・オフを妨害された場合は、いつでもクーリング・オフができます。  
(平成16年11月現在)

取引内容	期間
訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
特定継続的役務提供* (エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
内職・モニタ・商法	20日間

\* マルチ商法は中途解約ができます。また一定の条件を満たせば商品を返品して返金を受けることができます。  
\* 特定継続的役務提供については、販売形態を問わずにクーリング・オフができ、中途解約もできます。

法定期間を過ぎた場合でも  
あきらめなくて、  
すぐに市民生活センターへ

**契約解除通知**  
契約年月日 平成〇〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇〇円  
販売会社名 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇支店 担当者〇〇  
右記日付の契約は解除します。  
平成〇〇年〇月〇日  
住所 〇〇〇〇〇  
名前 〇〇〇〇〇〇

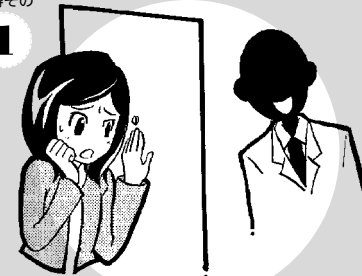
郵便はがき  
株式会社〇〇〇〇〇〇〇代表者様  
〇〇県〇〇市〇〇町

# 悪質業者から身を守るための

## 6つの心得

心得その

1



見知らぬ人の親しげな訪問、接近に要注意。簡単にドアを開けない。

心得その

4



納得できるまで説明を受けて署名や押印は慎重に。契約書は必ず受け取り、大切に保管しておく。

心得その

2



あまい言葉にご用心。うまい話はまず疑う。

心得その

5



「結構です」「いいです」といったあまい言葉は使わない。必要な場合は、キッパリ断る。

心得その

3



預貯金、家族構成などのプライバシーはあかさない。

心得その

6



一人で決めず、契約前に家族や身近な人、市民生活センターに相談しましょう。

十代・二十代のあなたへ  
狙われた若者たち

悪質商法の甘い罠

平成十六年十二月 第1刷発行

発行 京都市文化市民局 市民生活部 市民総合相談課(市民生活センター)

作画 榎 朗兆

京都精華大学芸術学部マンガ学科ストーリーマンガコース

編集 京都精華大学 表現研究機構 研究事業部

